



令和7年7月22日

担当課	市民課
担当者	中村
電話	073-435-1028
内線	2112

戸籍の氏名フリガナの通知を発送しています

改正戸籍法が令和7年5月26日に施行され、戸籍の氏名にフリガナが記載されるようになりました。本籍地が和歌山市の方には7月22日から7月31日にかけて戸籍に記載予定の氏名のフリガナをハガキにて通知します。



戸籍に記載予定の氏名のフリガナの通知が届きます。



通知されたフリガナを**必ず確認！**



正しい場合

届出不要です。

今回通知されたフリガナが令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。



誤っている場合

令和8年5月25日までに正しいフリガナの届出が必要です。

次のいずれかで届出てください。

- (1) 窓口（本庁舎 1F 特設窓口
またはサービスセンター）
- (2) スマホやパソコン（マイナポータル）
- (3) 郵送（届書は市役所窓口等で配布）

【年金を受給されている方へ】

通知されたフリガナと年金受取口座のフリガナが相違していると、年金振込が一時的に停止される恐れがあります。必ずご確認ください。

詳しくは
こちら→



【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。届出をしなくても罰則はありません。

◇お問い合わせ先◇

和歌山市役所 市民課

戸籍のフリガナコールセンター

電話：073-435-1232

平日 午前8時30分～午後5時15分